

保険と税



支払った保険料は
控除できるの？

保険料を支払ったときの控除

生命保険料や地震保険料を支払ったときは、所得から控除されます。

- 生命保険や個人年金保険の保険料を支払うと「生命保険料控除」として、また、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払うと「地震保険料控除」として、所得税や住民税を計算するときに一定額を所得から差し引くことができます。
- また、いわゆる第三分野とされる保険（医療（費用）保険や介護（費用）保険、傷害保険）も控除の対象となります。
- なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。

注：平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額を地震保険料控除に含めることができます。

〈控除を受けるための手続〉

- 確定申告で控除を受ける場合は、保険料控除に関する証明書を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要です。
- 給与所得者の場合は、勤務先に所定の手続をしておけば、年末調整で控除を受けることができます。



保険金を
受け取った場合は
どうなるの？

保険金を受け取ったときの税金

生命保険や損害保険の保険金については、保険料の負担者や支払原因によって、課税関係が異なってきます。

生命保険

- 生命保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なります。
- 夫婦の関係でみてみますと、次の表のようになります。

区分	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
①				満期	夫の一時所得 [※]
②				満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③				夫の死亡	妻に相続税（生命保険契約に関する権利）
④				満期	夫の一時所得 [※]
				妻の死亡	

※一時所得の場合の課税所得の計算式 $((\text{保険金} - \text{支払保険料}) - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$

- 年金方式で保険金を受け取った場合は、その年ごとの雑所得として所得税がかかります。
- 一定の一時払養老保険等の差益は、源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税となります。

損害保険

- 損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税関係が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の傷害・疾病を原因として受け取る保険金には、原則として課税されません。
- しかし、例えば、事業者の店舗や商品が火災で焼失した場合、焼失した商品の損害保険金は事業収入（売上げ）になります。また、焼失した店舗の損害保険金は店舗の損失額を計算する際に、差し引くことになります。

配当金等を受け取ったとき

- 契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になります。
- また、相続税、贈与税が課税されるような場合には、配当金は保険金の額に含めて課税対象になります。